

教育委員会における学校評価結果の活用への 取り組みに関する事例研究

—学校評価結果の支援への活用が進んでいる自治体に着目して—

金森一郎

1 はじめに—問題関心および研究の目的

現在、我が国において学校評価の取り組みが行われており、評価結果の設置者への報告などが法令上義務づけられている。この評価結果の設置者への報告を通じることにより、学校改善のための支援への充実が目指されている⁽¹⁾が、次頁で示した表1からも明らかなようにこうした評価結果に基づく支援の取り組みを行っている自治体数は決して多くはない。これまででは、教育委員会が学校評価結果を支援に活用する規定要因について定量的な分析手法を用いて明らかにする研究が蓄積されてきている。そしてこれまでの研究の知見からは、人口規模が大きく、財政力の強固な自治体でなくとも学校評価結果に応じて教育委員会が財政上の支援などを行なえることが明らかとなっている（この論点に関しては、例えば金森（2015）などの論稿を参照されたい）⁽²⁾。

ただ上述の既往研究（学校評価結果に基づく支援についての調査研究）は、質問紙調査などを通じた大量観察データに基づく定量的研究である傾向が強いことは否めない。そして既往研究では、評価結果に基づき人事上、財政上（特に後者）の支援を行う上でどういった取り組みや工夫をしているのか、また具体的にどのようなプロセスで評価結果の活用を進めているかについて十分に論究されているとは言いかたい。

本稿が問題とする学校評価結果の支援などへ

の活用を巡っては、「設置者に学校から学校評価の結果を報告するというフィードバックが、どのようになされるのがより望ましいのか」というのは、現在のところ暗中模索の状況。各学校の評価結果は教育委員会に届くが、それをどのように処理すればよいのか。ましてや、評価結果を次年度の予算にどう反映していくかといふところについては、ほとんど手つかずのような状況になっている。（下線部は筆者による）⁽³⁾といった評価結果の活用に関する課題への指摘がなされている。

上述のこうした指摘を踏まえるならば、学校評価結果の支援への活用に関しては、定量的な分析にとどまらず、学校評価結果活用のプロセスや取り組みやなどについて事例などを基に考察を行うことが研究上必要と考えられる。従つて本稿では、自治体の教育委員会における学校評価結果の支援への活用のプロセスや取り組みについて明らかにし、学校評価結果を支援に活用していくための手がかりや示唆を得る。以上を本稿における研究目的として設定する。

2 先行研究

冒頭箇所でも触れたように、学校評価結果の支援への活用に関しての先行研究では、財政的な支援を扱ったものに関しては三浦（2011）⁽⁴⁾、金森（2015）⁽⁵⁾、人事上の支援（具体的な支援としては内申案の策定および研修計画の策定）

表1 学校評価結果の支援への活用状況

	都道府県・指定都市		市町村					
			中核市		指定都市及び中核市を除く市		町村	
	教育委員会数	割合	教育委員会数	割合	教育委員会数	割合	教育委員会数	割合
学校評価の結果に基づく財政面での支援	4	6.1%	4	9.8%	126	16.8%	204	21.8%
学校評価の結果に基づく人事面での支援(異動、研修、内申等)	3	4.5%	5	12.2%	128	17.1%	128	13.7%

出典：文部科学省『学校評価等実施状況調査（平成23年度間調査結果）』より筆者作成

を扱ったものとしては金森（2016）⁽⁶⁾などをはじめ、定量的な分析を中心とした研究が多い。確かに定量的な研究では、得られた知見の一般性や全体的な傾向の把握という点では優れてい る点が見られよう。ただ定量的な研究では、具体的な活用のプロセスや活用を進めるための工夫といった点について、事例などに即して十分に触ることは研究デザインの性質上難しくなる欠点があるのは否めなく、こうした点は克服される必要がある。

一方、濱田（2008）⁽⁷⁾では、学校評価結果に関する文部科学省の嘱託研究を受けた九州地方の自治体数例を対象に、12月ごろの中間評価結果の報告という形で次年度分への対応した上で、プール監視員の配置やパソコン整備を行なった自治体のある一方で、支援などに学校評価結果を活用できていない自治体も存在することについて触れている。この濱田の研究では、評価結果の活用のあり方に言及されてはいるが、あくまでも部分的な言及にとどまる。従って、活用プロセスや評価結果の活用を進めるための工夫までは十分には言及されていない。またこの濱田の研究では、対象となった自治体がそもそも財政力などの強固な自治体であるのか、あるいはそうではないのか等、自治体の行政能力的な位置づけという点でも課題が残る。

3 研究の課題、方法

先の第2項で述べた研究目的を達成するため に筆者は、学校評価結果を条件整備や支援につなげることに比較的成功している自治体では、①「学校評価結果に応じて行われた具体的な支援の内容は何か」、②「当該自治体では、財政的な支出を自治体で行う上で首長部局からの理解

を得るうえでどういった点に留意しているか」⑧、③「当該自治体では、学校評価の提出の時期はどのようになっており、自治体の予算などのサイクルとの関係はどうなっているのか」⁽⁹⁾といった論点を明らかにすることとした。以上を本稿の研究課題として設定した。こうした論点を設定したのは、学校評価結果の支援への活用をめぐっての重要な論点である⁽¹⁰⁾ということとともに、定量的な調査では明らかにしづらい論点であるからである。そして筆者が、支援の内容に焦点を当てていく上では、財政的な支出の必要となるものを中心に焦点を当てた。ここで財政的な支援について焦点を当てた理由は、組織運営の重要な要となるヒト、モノ、カネに該当するという点、そして人事については、一部例外はあるものの、基本的には市区町村教育委員会レベルではあくまで間接的な関与にとどまるからである。

筆者は上述の研究課題に取り組むために、以下の表2および表3において示した2014年7-8月に筆者自身が行なった質問紙調査のデータから得られた分析結果を基に、A県B町およびC県D町に着目することとし、事例研究を行った⁽¹¹⁾。

ちなみに表2、および表3で示した「予算配分への活用度」とは、筆者が、学校評価結果の予算配分への活用度について「大いに活用している」「ある程度活用している」「あまり活用していない」「まったく活用していない」の4件法で尋ねたものを参考にしたものである。ちなみに前2者の選択肢を選択した自治体を「評価結果の予算配分への活用度（高）」、逆に後2者の選択肢を選択した自治体を「評価結果の予算配分への活用度（低）」という形でカテゴライ

ズした。また財政力に関しては、0.5 以上の自治体については「財政力（高）」とカテゴライズし、逆に 0.5 未満の自治体は「財政力（低）」とカテゴライズした。

そして人口規模については、人口 10 万人以上の自治体を「人口規模（大）」とカテゴライズした。また 1 万 5 千人以上、10 万人未満の自治体は「人口規模（中）」とカテゴライズし、1 万 5 千人未満の自治体は「人口規模（小）」とカテゴライズした。そして評価結果の予算配分への活用度の高低と財政力、人口規模とをクロス集計して分析をしてみると、財政力の低い自治体および人口規模の小さい自治体の方が、評価結果の財政的な支援への活用度合いが高いことがわかる（表 2、および表 3）⁽¹²⁾。

表 2 評価結果の予算配分への活用度と自治体の財政力との関係

	評価結果の予算配分への活用度（高）	評価結果の予算配分への活用度（低）	合計
財政力（高）	64	170	234
財政力（低）	112	144	256
合計	176	315	

P<0.05%

表 3 評価結果の予算配分への活用度と自治体の人口規模との関係

	評価結果の予算配分への活用度（高）	評価結果の予算配分への活用度（低）	合計
人口規模（大）	19	63	82
人口規模（中）	48	115	163
人口規模（小）	108	136	245
合計	175	314	

P<0.02%

ここで、筆者が A 県 B 町および C 県 D 町を対象に選定した理由について説明する。この理由は、学校評価結果の支援や条件整備への活用が進んでいる自治体の一方で、こうした自治体の中では標準的な財政力であること（財政力指

数 0.5 未満の自治体に相当）が 1 点目である。そして 2 点目の理由としては、学校評価結果の支援への活用が進んでいる自治体の中では、一般的な人口規模の自治体であること（人口 1 万 5 千人未満の自治体に相当）が挙げられる。そして本調査研究で挙げた自治体は、全国の自治体の人口規模の中央値（約 25000 人）にも比較的近い規模の自治体である。

筆者は、A 県 B 町教育委員会の教育課学校教育係指導主幹の S 氏へのインタビュー調査および、C 県 D 町の教育長 T 氏へのインタビュー調査および電子メールでのやり取りを行った（これらの調査は、B 町は 2016 年 2 月 25 日、D 町は 2016 年 2 月 4 日、3 月 8 日に行なった）⁽¹³⁾。これらの筆者がインタビューなどの調査に関しては、主に本項第 3 項の冒頭箇所で触れた①～③の論点、研究課題に沿う形で行った。またインタビューなどに関連して提供を受けた各種資料なども、インタビューデータなどと平行して適宜活用した。以下の考察では、インタビューデータなどを要約して、論を進めた。

4 各自治体での学校評価結果の支援への活用に関する取り組み

本項第 4 項では、学校評価結果を支援に活用している自治体の取り組みについて、事例をもとに考察を行っていく。そして本項での考察を行う上では、主に先の第 3 項で触れた①具体的な支援の内容、②首長部局との連携の在り方、③評価結果の報告の時期と予算などの行政サイクルとの整合性、といった論点に着目する。

（1）A 県 B 町の取り組み事例

まず A 県 B 町は、中国・四国地方の A 県南西部に位置し、人口 1 万 5 千人程度の中小規模自治体である。当該自治体の財政力指数⁽¹⁴⁾は 0.37、経常収支比率⁽¹⁵⁾は 86.5 パーセントとなっているように、決して財政的にゆとりのある自治体ではない。この B 町の学校数は小学校 7 校、中学校 1 校となっている。この B 町は、わが国における学校評価に関する先進的自治体のうちの一つとして知られており文部省による嘱託研

表4 X 小学校の学校自己評価⁽¹⁶⁾

中期目標	単年度目標	達成基準	評価
学習意欲、学習習慣、基礎学力の定着、向上を図る	①児童一人一人ができてよかったです、わかつてよかったですと思える授業の推進	・国語算数の単元テストの、正答率80%以上の児童数を80%以上にする。 ・授業は楽しくてわかりやすと答える児童の割合を90%以上にする。	B
	②基礎基本的な内容の確実な定着と、家庭での学習習慣の定着を図る	学年×10分の学習習慣が身についている児童の割合を90%以上にする。	B
人やものを大切にし、思いやりのある温かい人間関係づくりに努める	③人権教育や道徳教育、特別活動を充実させ、思いやりの心を持ち、相手の立場に立って行動できる子どもを育てる。	・自ら挨拶をしているという児童の割合を85%以上にする。 ・学校や学級は楽しいと感じている児童の割合を90%以上にする。 ・30日以上の不登校による長期欠席児童を0にする。	B
健やかな心と強い体の育成を図る	④基本的生活習慣と学校安全の確立を図る。	・すこやか貯金の各項目の達成度合いを80%以上にする。 ・前年度の反省を生かして計画を立て、100%実施する。	B
	⑤進んで運動をする児童を育てる。	・一日一回は元気に体を動かし、楽しく遊ぶ児童の割合を前年度と同様(89.5%)維持する。 ・新体力テストで、全国平均を上回る種目を昨年度より増やすようにする。	A

表5 X 小学校の学校関係者評価⁽¹⁷⁾

児童の学習に関する事項
・授業はわかりやすく楽しいと感じている児童の割合が85.4%と素晴らしい。
・朝学習や放課後学習、特別支援教室の開設などで、児童の学習意欲の向上につながっている。
児童の生活習慣、人間関係に関する事項
・児童アンケートによると友達を大切にする児童の割合が95.7%であり、先生への信頼感も高く、温かい人間関係づくりができている。
児童の心身の育成にかかる事項
・すこやか貯金に関して、運動とテレビ、ゲームの時間には課題がある。

表6 評価結果を踏まえての設置者への支援要望⁽¹⁸⁾

設置者への要望
・危機管理と徹底と、緊急時メール送信システム加入への予算化を望む。
・プール横のトイレの設置と校舎内のトイレの洋式化を望む
・個別指導や個別支援を担う特別支援教員加配、および町費の特別支援員配置を望む。

究も行なわれたほか、町立の小中学校全校がコミュニティースクール（以下、CS）への指定を受けている。このCSへの指定については、平成23年に町内の小学校7校、平成24年には中学校1校がCS指定を受けている⁽¹⁹⁾。そしてこのB町では、学校運営協議会の委員が学校関係者評価の委員を務めているという特徴がある。この他に、B町では学校第三者評価を行っているものの、現在では隔年実施が基本であり、評価結果を支援などに反映させることを行なっていないとS氏は説明していた。S氏によるとB町の第三者評価では、学識経験者を中心とした外部の評価チームにより行なわれ、評価者による学校改善のためのアドバイスや提案を行うことが中心であるとのことである⁽²⁰⁾。

初めに、このB町では学校評価結果に基づく財政的な支出を伴う支援などをどう行っていたかについては、学校自己評価及び関係者評価が12月上旬頃までに行われ、これらの評価結果を踏まえる形で学校運営協議会の提案（財政上の措置や人事任用に関するもの）が町教委に同じく12月上旬までに出される。そしてこの協議会からの提案の提出を受けて、町教委としてどのように財政上支援などをつけるかを首長部局との協議やヒアリング（例年、年明け直後の1月上旬ごろから開始）を行っているとしていた。学校評価自体は、原則として例年、12月上旬頃までには終わるが、年度の評価結果を受けての来年度の方針や重点目標が提示されるのが2月上旬なので、フォーマルな形で学校評価の評価報告書を教委が受け取るのは例年2月中～下旬になるとしていた。

以上のようにB町の事例では、確かに評価結果は活用されてはいるものの、評価結果を受けての学校運営協議会からの提案と連動する形となっているため、S氏自身も筆者自身が行ったインタビューの中で触れていたように、多少間接的な意味での学校評価結果の活用であると言える。

次に任用（主に、財政上の負担を要するもの）に関するものに関しては、町費負担教職員の加配の他にも、県費負担による加配や県費による

カウンセラー配置など県レベルでの対応となるものもあり、これらに関しては、県教委の出先機関である教育事務所に学校評価結果を踏まえる形で各学校の運営協議会から町教委を通じて提案を行っているとのことであった。

具体的には、例えば町立のa小学校では、35人学級の実現のための町費負担教職員の配置、町費による特別支援教育支援員の増員など、b小学校では複式解消のための教職員加配（県費）、男性教諭の配置、雨漏り防止のための工事や危険遊具の撤去など、c中学校ではスクールカウンセラーの配置などについて学校評価結果を踏まえる形で提案がなされていた。これらの提案のうち、町費負担教職員の配置や特別活動の支援員については措置されたとしていた。ただ雨漏り工事については、当初からの予算規模を縮小する形での対応となった。

先述のように、このB町は財政的に決して余裕がある自治体ではない。こうした難題について教委としてどのように克服していたのかについて尋ねたところ、この点についてS氏は、運営協議会が学校評価結果を踏まえた支援などについて余りにも無茶な提案や要求を出すことをしないので、教委と首長部局との信頼関係が構築できていると説明していた。また県教委（の教育事務所）に対してなされた県費負担教職員の加配や県費カウンセラーの任用など任用に関する提案についても、A県からの措置率が学校運営協議会からの提案ということがあり高いことも、同じくS氏へのインタビュー調査の結果から明らかになった。

ここで筆者は、表4においてA県B町の平成28年度（2016年度）のX小学校の学校自己評価の取り組みの一端部分を示し、続く表5において学校自己評価を受けての学校関係者評価の結果（同年度）を示した。そして表6では、関係者評価を受けて学校評議員から設置者へ出された支援などに関する要望について示した。表6の箇所からはS氏へのインタビューからも理解できるように、評価結果を踏まえての設置者への支援などに関しての要望を行なっていることが看取できよう。こうした評価を踏まえての

支援などの要望をこのB町で行っていることに関する調査では、B町の他の学校の学校評価報告書からも確認できた。

(2) C県D町の取り組み事例

次にC県D町は、中部地方のC県南東部に位置し、人口は約1万人程度と比較的規模が小さい。D町の財政力指数は0.48、経常収支比率は83.5パーセントとこのD町も先のB町と同様に決して財政的に余裕がある自治体とは言えない。このD町の学校数は小学校3校、中学校1校となっている。

このD町では、先にあげたB町とは異なって、町立の小中学校全校がCSの指定対象外となっている。またこのD町は、先に触れたB町とは異なって、学校第三者評価は実施されていない。

このD町で評価結果の財政的な支援への活用は、具体的には学校自己評価をベースに学校関係者評価を行い、学校自己評価を中心とする評価結果を参考に、生徒児童の学力向上を目的とした講師招聘などを可能にするために年間約10万円の校長裁量予算を配分している（「学びのすすめ事業」と呼称）としていた。またこれに加えてD町では、学校評価結果に基づく形で

町費負担の生活支援員、特別活動支援員などの支援員（主に発達障害の児童生徒などへの支援の担当）の配置を行なっており、これらを全て合わせて年間で約1300万円程度の町費負担となっているとのことである⁽²¹⁾。そしてこの支援などのための町予算の捻出を求める上では、教委の側が、学校評価結果をエビデンスや根拠にする形で首長たる町長と交渉した経緯があることが、同じく筆者によるT氏へのインタビューから明らかとなった。

評価結果を参考にして財政上の支援を求める上では、教委と財政的な権限を持つ首長部局との連携や協働⁽²²⁾が欠かせないが、この点についてどういった工夫を行なっているかについてT氏は、首長と普段から学校教育の推進状況や児童生徒の学力その他などについて話し合いや

意見交換を行い、信頼を得ていくように努めているとインタビューの中で説明していた。

次に、このD町の学校評価のサイクルおよび評価結果の提出の時期について説明する。インタビューによるとD町では、自己評価および学校関係者評価の結果を1学期、2学期といったように学期毎に評価報告書を提出する形をとっていた。従って、1学期分、2学期分の評価結果を中心とする形で評価結果を次年度の予算などに反映させることができるとT氏は説明していた。またT氏は、こうした仕組みであることで自治体首長との予算ヒアリング（例年、12～1月に実施）にも対応できるとしていた。

ところで参考までに筆者は、評価の取り組みの実際の例として、平成28年度（2016年度）におけるC県D町のN小学校における評価結果を挙げた。

これらのうち表7は学校組織経営のありかたについての評価を示しており、表8については児童生徒の学力に関する評価を示したものである。これらの評価は、保護者アンケートによる評価結果を示しており、T氏によると、学校の教職員による評価も同項目による評価を行っているとのことであった⁽²³⁾。

表7 N小学校評価保護者アンケート（学校の組織運営に関する事項）⁽²³⁾

番号	質問内容	A	B	C	D	平均	1学期
1	学校は、子どもの様子がよく分かるような掲示物、教室環境など、学びやすい環境づくりや過ごしやすい環境づくりに取り組んでいる。	41	55	2	0	4.4	—
2	学校は、分かりやすい授業作りに心がけ、子どもたちに基礎的、基本的な確かな学力を身につけさせようと努力している。	32	57	8	1	4.1	▼ 4.3
3	子どもは、授業が楽しい、分かりやすいと感じている。	33	47	17	1	4.0	▼ 4.1
4	<u>子どもは、日常の読書活動を通して、本の楽しさを味わっている。</u>	36	35	26	1	3.8	▼ 4.0
5	<u>学校と家庭が連携し、進んで家庭学習に取り組む習慣を身につけさせている。</u>	29	52	17	0	3.9	▼ 4.0
6	<u>子どもは、忘れ物がないよう気をつけ、翌日の準備を自分でしている。</u>	24	55	17	2	3.8	▼ 4.0

表8 N小学校評価保護者アンケート（児童の学力に関する事項）⁽²⁴⁾

番号	質問内容	A 5	B 4	C 2	D 1	平均	1学期
1	学校は教育目標具現に向けて意識的に取り組んでいる。	31	64	3	0	4.3	△ 4.1
2	学校職員は、子どもたちに寄り添い、一人一人と関わるなど互いに協力し合い、一丸となって子どもたちを育てようとしている。	32	58	7	1	4.2	— 4.2
3	保護者や地域の願いを受け止めて教育活動を進めている。	23	65	10	0	4.0	▼ 4.2
4	学校は、授業公開や通信、電話連絡や個別の対応など、子どもの姿や学校の様子を伝えるために意思の疎通を図り、「開かれた学校づくり」を推進しようと取り組んでいる。	31	61	6	0	4.2	▼ 4.3

5 まとめ

本稿が取り扱ったA県B町やC県D町の事例からは、学校評価結果の支援への活用という点で、以下のことが示唆される。

はじめに、財政的にさほど余裕のない自治体であっても、教委と首長との信頼関係や密接な関係などが構築できている場合には、学校評価結果に応じて財政的な支出を伴う支援を行なうことが可能であることがB町およびD町の事例（特に後者D町の事例）から仮説的であるが

示唆された⁽²⁶⁾。ここで触れた首長との教委との信頼関係の構築という点の重要性は、近年の地方教育行政法の改正による首長と教育長により主催される総合教育会議の新設に見られるように以前にも増して首長の権限が強くなった現在では特に重要な論点と考えられる。

ところで青木（2008）では、ストリートレベル（第一線レベル）の官僚を多数抱える学校現場には大量の情報が集積されるが、こうした情報は教育委員会、まして首長には行き届かない

としている⁽²⁷⁾。そしてその上で青木は、学校評価システムにみられる評価制度と首長部局との関係について、評価によってわかりやすく、標準化されたデータを入手でき、情報の非対称性が打破されるという意味で、評価システムは首長部局に対してメリットがあるものと指摘する⁽²⁸⁾。

この青木の指摘に関連して、たとえば評価結果に基づくエビデンスの提示や話し合いなどを行っているD町の教育委員会の取り組みは、評価システムを通じた情報の非対称性の克服という点で首長部局にメリットをもたらしているという意味で注目に値するといえる。ただし、D町のT氏が校長裁量予算について年間約10万円程度では足りず、校長提案型予算に切り替えるなどして、年間100万円程度まで増額をしていきたいものの、現状では難しいと課題についても述べていた。従って、支援の絶対額といった点では、財政力の乏しい自治体の抱える問題は、未だに存在することも指摘しておきたい。

次に、学校評価の取組み時期や報告時期、予算をはじめとする行政サイクルとの連動という点でもB町およびD町の取り組みは、注目に値すると言えよう。これまで学校評価結果の支援への活用が、学校評価結果の報告時期と自治体の予算などの行政サイクルとの齟齬が見られるためにうまく行かないケースが存在することが度々指摘されてきた⁽²⁹⁾。

これに関連して、D町のように評価結果を次年度に向けた予算、人事上の条件整備や支援に反映させるべく評価結果報告書を学期ごとに提出させているのは、注目すべき取り組みと言えよう。また、B町のように、支援などへの対応を可能にするために12月上旬ごろまでに一通り評価結果が出揃うように評価活動に取り組むのも一つの選択肢であろう。これらの他に、冒頭で触れた濱田（2008）では、ある自治体では中間評価結果の報告という形で次年度分の支援などへの対応を行なっていたとしていたが⁽³⁰⁾、こうした独自の取り組みを各自治体で工夫して行なうことも考えられよう。

上述のこれらの他に学校評価において学校運

営協議会を活用し、学校評価を通じた支援について提案をするということも、評価結果と連動する形で学校改善のための支援が比較的スムーズに行われやすくなる可能性が高いことがB町の事例から示唆されよう。この点については、B町の事例からも明らかのように、当該学校と直接的関係を持つ市区町村教委との関係のみならず、県教委との関係にも当てはまる。とりわけ市町村教委レベルでは原則として人事権はないため、任命権者である県教委に対して各学校から直接的な提案が可能となるのは大きな意味を持つといえよう。ただ、CSに指定されている学校では評価結果に基づき財政的な支援（あるいは人事上の支援）などを獲得できる一方で、指定を受けていない（あるいは諸事情などにより指定を受けられない）学校ではこうした支援を受けられず、自治体内部での学校間の格差や不公平感などが生じうることも考えうる。

また学校運営協議会が学校評価の取り組みなどを通じて学校の予算や人事など学校の組織運営のあり方に強くかかわる事項にコミットした場合、専門職たる教職員（プロフェショナル）と地域住民（レイマン）との対立という形で、学校の教職員との確執や軋轢などが生じる可能性も否定できず、こうした問題についても留意が必要であろう。

以上これらはとりわけ、教育再生実行会議の提言にも見られるように、CSの指定を全国的に推進する政策状況がある以上は重要な論点となりうると考えられよう。

この他に、B町の事例からは、ただ単に、学校評価結果の支援への活用にとどまらない、学校評価システムの運用という点に関しても重要な理論的な示唆を見出すことができる。

はじめに挙げた事例であるB町では、学校関係者評価の委員を担当している学校運営協議会が予算や任用といった領域に対し、町教委あるいは県教委へ支援などの提案という形で強くコミットしていた。

この点に関連して加藤（2012）は、学校関係者評価などの外部評価について、例えば学校評議員と学校運営協議会とでは、前者と後者では、

実態はともかくとして、予算や人事などについて当該学校への関与や責任の度合いが大きく異なり、同列にすることはできないとの趣旨の指摘を行なっていた⁽³¹⁾。従って、わが国の今後の学校評価の取り組みで加藤（2012）の指摘する論点に着目することが今後重要であることがB町の事例から示唆できよう。

確かに、B町のように学校運営協議会が、当該学校の予算や人事といった論点に強くコミットするケースは、あまり多くはないものと一般的には理解されている⁽³²⁾。しかし、この加藤（2012）で示されていた指摘は、とりわけ教育再生実行会議の提言にも見られるように、CSの指定を全国的に強く推進する政策状況がある以上は重要な論点となりうると考えられよう。なぜなら、CSの指定などが全国の自治体で推進する動きが各地で生起すれば、B町に近似した事例（学校評価などを通じて運営協議会が予算や人事などに強くコミットする事例）などが続々と生じてくる可能性が強ら否定できないからである。

最後に今後の研究課題などについて触れていくたい。本稿では、中小規模自治体を中心に考察を進めてきた。これは冒頭部分でも触れたように、学校評価結果の支援への活用が進んでいる自治体は、中小規模自治体が多いということに起因するものである。だがこれらは裏を返せば、比較的規模の大きな自治体での学校評価結果の活用への取り組みや活用に向けた課題⁽³³⁾などについて、本稿では触れられていないことを意味する。大規模な自治体では、学校数や在籍児童生徒数も多く、教育委員会の取り組みは自治体の学校やそこで学ぶ児童生徒に対して多大な影響を及ぼすことが想定されうる。したがって、大規模な自治体での学校評価結果の活用の取り組みや活用に向けた課題についても今後、定性的な事例研究などを基に明らかにすることが必要不可欠であろう。

註

（1）『学校評価ガイドライン - 2014年改訂版』、8頁。

（2）金森一郎「学校評価結果の予算配分への活用とその規定要因 - 市区町村教育委員会調査を基にして - 」『公教育計画研究』第6号、八月書館、2015年、106-121頁。

（3）「学校運営の改善に関する調査協力者会議 - 学校評価の在り方に関するワーキンググループ第4回議事録」[http://www.mext.go.jp/b_men](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/078_1/gijigaiyou/1312396.htm)nu/shingi/chousa/shotou/078_1/gijigaiyou/1312396.htm（2018年1月18日最終アクセス）

（4）三浦智子「学校評価の実施にかかる教育委員会の役割と課題 - 全国市区町村教育委員会調査結果の分析 - 」『国立教育政策研究所紀要』第140集、2011年、195-208頁。

（5）金森、前掲論文、2015年。

（6）金森一郎「教育委員会による学校評価結果の活用状況と評価結果システム上の課題との関連性についての比較事例考察 - 県費負担教職員の内申案の策定と研修計画の策定を事例として - 」『筑波大学学系論集』第41巻第1号、筑波大学教育学域、2016年、33-45頁。

（7）濱田恭平「学校評価に関わる教育委員会の取組に関する考察」『九州教育学会紀要』第36号、2008年、123-131頁。

（8）ここで触れた②、③の論点が、教育委員会が学校評価の結果を支援へ活用していくための重要な論点であることについては、例えば小松郁夫「学校評価の現状とこれからの方針」『初等教育資料』No.882、平成24年（2012年）1月号、2-7頁などの文献で幅広く示されていた。

（9）同上

（10）これらが学校評価結果の活用をめぐって重要である点については、例えば同上文献を参照されたい。

（11）この調査研究については、東日本大震災の影響があると考えられたいわゆる東北3県（岩手、宮城、福島）の自治体を除外した、1599自治体を対象にした調査研究を行い、回答を得られた自治体数は498（回収率約31.8%）であった。なお後述した人口規模によるカテゴリー区分を考える上では、文部科学省の教育行政調査における人口区分を参考にしている。

（12）ここでクロス集計を行うに当たって、筆

者はSPSS.VOL.24を解析ソフトとして利用した。

(13) 一方は教育長であり、他方は事務主幹というように、調査対象者の職位について相応の差異があるのは事実である。ただ、この調査研究ではあくまでも教育委員会の組織としての取り組みについて焦点を当てており、調査対象者の個人的見解を尋ねたものではないので、職位による影響はないものと考える。

(14) ここで言う財政力指数とは、自治体の基準財政収入額を基準財政需要額で割った値であり、この値が高いほど財政的に余裕があるとされる。

「総務省HP」http://www.soumu.go.jp/iken/zaissei/bunsekihyo_kaisetu_h21.htm (2018/1/19最終アクセス)

(15) ここでいう経常收支比率とは、各年度の自治体の一般財源収入のうち、人件費、公債費などの経常的な経費に支出される率をさし、この率が高いほど、自治体の財政的な硬直が進んでいるものとされる。(総務省、同上HP)

(16) X小学校の評価報告書を基に、筆者作成。なおこの評価報告書については、2016年2月25日にS氏から直接提供を受けたものである。

(17) 同上報告書を基に、筆者作成。

(18) 同上報告書を基に、筆者作成。

(19) この点については、2016年2月25日の調査の際にS氏から直接提供を受けた、自治体に関する資料による。

(20) 学校第三者評価に関しては、評価者に対して学校改善のためのアドバイスや提案を求める傾向が強くみられるが、こうした評価の議論のあり方に疑義を唱える論者も一部存在する。こうしたものとしては例えば、窪田眞二「学校第三者評価の役割と制度設計上の課題探求のための予備的考察」『教育学論集』第10集、筑波大学大学院人間総合科学研究院教育基礎学専攻、2014年、45-60頁を参照されたい。

(21) こうした町費の負担額については、2015年9月1日にT氏からのEメールによって確認済みである。

(22) ここで触れた教育委員会と首長との連携

や協働の重要性は、例えば堀和郎、柳林信彦『教育委員会制度再生の条件 - 運用実態の実証的分析に基づいて - 』筑波大学出版会、2009年、などの文献において指摘がなされている。

(23) N小学校の評価報告書を基に、筆者作成。なおこの評価報告書については、2017年2月16日にT氏から、Eメールで提供を受けたものである。

(24) 同上報告書を基に、筆者作成。

(25) この点については、2017年2月17日のT氏への電話調査によって確認済みである。

(26) もっともこの点に関しては、例えば金森、前掲論文、2015年が示していたように、財政的に裕福でない自治体ほど、財政的な支出に関する意思決定に鋭敏となり、エビデンスに基づく意思決定ということで、学校評価結果を予算配分などの支援につなげる傾向があるという別の解釈も考えられる。

(27) 青木栄一『地方分権と教育行政 - 少人数学級編制の政策過程 - 』、勁草書房、2013年、253-254頁。

(28) 同上

(29) この点に関しては、例えば小松、前掲論文2012年を参照されたい。

(30) 濱田、前掲論文、2008年。

(31) こうした論点に関しては、例えば加藤崇英「日本における学校評価システムの構築に関わる動向」福本みちよ編『学校評価システムの展開に関する実証的研究』、玉川大学出版部、2012年、47-48頁を参照されたい。

(32) こうした論点に関しては、例えば、大林正史『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版、2015年といった文献を参照されたい。

(33) とりわけ大規模な自治体での、学校評価結果の支援への活用に関して多くの課題があることは、例えば金森、前掲論文、2016年で示唆的に触れられている。ただ、同論文では、定量的な研究ということもあって実際の諸課題について詳細には考察が及んでいるとは決して言えない。